

令和 2 年 6 月 19 日現在

機関番号：53801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03154

研究課題名(和文) 北朝隋唐諸政権と多元的社会 - 「府兵制」下の地方軍府と地域社会を中心に -

研究課題名(英文) The Administrations of the Northern, Sui-Tang Dynasties and a Pluralistic Society

研究代表者

平田 陽一郎 (HIRATA, YOICHIRO)

沼津工業高等専門学校・教養科・准教授

研究者番号：50353280

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：中国の隋唐王朝は、遣隋使や遣唐使を通じて、日本の歴史にも大きな影響を与えました。例えば、古代日本の班田収授法や租庸調の制度が、隋唐の制度を模範としたことは、中学生でも勉強することです。これらと同じく、高校生向けの教科書にも登場する「府兵制」という軍事制度は、一般農民を対象とした徴兵制度であると考えられてきました。しかしこうした理解は誤りであり、教科書の内容も訂正されるべきことを明らかにしたのが、本研究の成果のポイントです。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教科書の記述の中には、古い定説に基づくものも見受けられますが、その一つに「府兵制」があります。同制度は、農民を対象として全国一律に実施された徴兵制度と長く理解されてきました。しかし、本研究では、その名称自体が後世に仮想されたものに過ぎず、また制度の実態としても、地域ごとの多様性に富み、むしろ遊牧民の国家や社会とのつながりを有する制度として捉えられるべきことを学術的に明らかにしました。これは、教科書の誤りを正すという点で、社会的な意義も持つものと考えます。

研究成果の概要(英文)：The Sui-Tang dynasty in China had a great influence on the history of Japan through the Envoy to Sui and Tang. For example, junior high school students should study that the ancient Japanese system of land and taxation were modeled after the system of Sui-Tang. Similarly to these, the military system called "Fu-bing military system" that appeared in textbooks for high school students has been considered to be a conscription system for general farmers. However, such understanding is incorrect and the contents of the textbook should be corrected. it is the major achievements of this research.

研究分野：アジア史・アフリカ史

キーワード：北朝 隋唐 府兵制 地域社会

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 前近代の中国、西魏・北周・隋・唐の四王朝にわたって軍事力の柱をなしたとされる「府兵制」の研究は、膨大な研究成果を有しながら、いまだ全体像を示し得ず、袋小路に陥って久しい感がある。その原因は、

利用しうる関連史料が絶対的に少なかったこと。

限られた編纂史料に十分な史料批判を加えずにその記述を鵜呑みにしてきたこと。

「府兵制」の生成・強化やその本質を、当時の国際情勢下で実際に果たした機能を検討する視点をほとんど欠いてきたこと。

他時代・他地域の軍制との比較といった側面から検討する視座をほとんど欠いてきたこと。

の4点にあると考えられる。

(2) 上記の ~ の問題のそれぞれに対して、これまでに申請者は、

後代の編纂史料の限界を克服するものとして、同時代に作られた石刻史料に注目し、西魏・北周・隋代の石刻史料千数百点の収集・基本情報のデータベース化とその一部の詳細な文献目録を作成。

編纂史料に文献学的立場から徹底的な史料批判を行ない、そもそも「府兵制」という概念自体が同時代には存在せず、後世の人士の様々な思惑のもとに仮想・捏造されたものであることを解明。

西魏から唐代にいたるまでモンゴリアを中心に強盛を誇った突厥に注目し、中国王朝との和戦両用の国際関係について詳細に検討。

「府兵制」の前身とされる北朝期の二十四軍制が、北魏以前からの鮮卑北族的伝統を濃厚に受け継いだ擬制的部落兵制であり、さらに同様の性格が、北朝・隋唐時代の皇帝親衛兵組織の中にも脈々と生き続けており、こうした事実から見れば、北朝・隋唐期の二十四軍制ないし「府兵制」は、ユーラシア東部で興亡した契丹(遼)、女真(金・清)、モンゴル(モンゴル帝国・元)といった諸民族・諸国家の軍制の系譜にこそ位置づけられ、かつ再検討されねばならないとの視点を提示。

することで、問題の解明を目指してきた。しかし、こうした自己の研究成果を踏まえつつ、これを発展させ、かつさらに強い説得力を持たせていくためには、これまで十分に手を着けることの出来ていない唐代「府兵制」について、より一層の検討を行っていかねばならないと考えられた。このことが、本研究課題の申請時における主要な背景・動機であった。

2. 研究の目的

(1) 上に述べたような背景・動機に基づいて、本研究課題は、

北朝・隋唐期の「府兵制」下で設置された地方軍府とその周辺地域社会との相互関係について、碑刻史料等の分析によるミクロな事例研究を積み重ねること。

律令の規定する均質な社会像とは裏腹に、当該時期の中国社会が呈した極めて多様な様相を解明すること。

「府兵制」が、この多様な中国社会を統合に導くにとどまらず、唐王朝を世界帝国へと羽ばたかせることが出来た要因の一つが、同制度の宿した「遊牧軍制」的性格に他ならなかった点を明らかにすること。

の3点を、主要な目的として始められた。

3. 研究の方法

(1) 本研究課題は、北朝・隋・唐時代の軍事・外交史を専攻してきた申請者が、個人で遂行する研究である。この点に鑑み、時間・費用ともに困難の大きい現地調査による未公開史料の調査等は敢えて行わず、その分、先行研究の成果を丹念に押さえること、および既に公刊されている龐大な新出石刻史料を中心とする史料群の新たな活用とを積極的に進めていくこととした。

(2) 以上の基本方針に基づきつつ、本研究では、

平成29年度：軍制関係研究論文の収集と学説整理、および関連する石刻史料の解読・分析を集中して行う。

平成30年度：初年度の研究で得られた情報をもとにして、主に唐代の折衝府と周辺地域社会の相互関係を論じた研究を発表し、唐帝国支配下の社会の多元的様相を明らかにする。

平成31年度：前2年度の成果を踏まえて、多元的社会的統合から世界帝国へと飛翔した唐帝国を支えた「府兵制」と、そこに宿る「遊牧軍制」的特質を解き明かす論考を発表する。という形で、年度ごとに、あわせて3つの段階を踏むことで、研究目的を達成する方法を取ることとした。

4. 研究成果

(1) 上記の第1の段階、すなわち軍制関係研究論文の収集と学説整理、および関連する石刻史料を解読・分析する作業は、当初の想定以上に順調に行うことができた。その中で、本研究で特に検討する唐代「府兵制」に関しては、600箇所を超える地方軍府＝折衝府の名称を、墓誌を中心とした石刻史料から網羅的に拾遺する研究が、清朝考証学以来の伝統を持って積み重ねられてきたものの、それらの研究のほとんどは、文字どおりの拾遺に過ぎない、という問題が看取された。それもそのはずで、出土文書に恵まれた敦煌・吐魯番の辺境地帯を除けば、厳しい史料状況に阻まれて、内地における実態論への糸口は見出し得ない、というのが長い間の現実だったのである。

ところがいま、打ち続く新出石刻史料の発現によって、ようやく折衝府とその地域社会に生きた人々との相互関係に関する情報が、少しずつ蓄積されてきた。その中で申請者は、すでに研究上の利用が一般的となっている墓誌銘だけではなく、地域社会における宗教活動の一環として作製される造像銘にも検索の範囲を広げたところ、一つの貴重な史料を発見することができた。それが「唐・齊士員造像銘」である。

同造像銘については、古くから石刻関係図書目録に著録され、その存在と内容の一部は知られていたのであるが、申請者が改めて調査した結果、その拓本三張が北京図書館善本部に所蔵されているばかりか、銘文の刻された「石仏殿」「石座」が、中華人民共和国陝西省の三原・富平両県境に現存していることが判明した。ちなみに、ここにいう三原・富平両県境というのは、唐高祖献陵の東北1キロ付近にあたるのであるが、齊士員造像銘には、造像主である齊士員が、周辺の折衝府の兵士を率いて、献陵の警備に従事している様子が記されていたのである。

(2) 申請者は、齊士員造像銘に詳細な訳注を施すことで、まずはその内容の正確な把握に努めたが、その作業の中で、齊士員が「宿衛陵邑中郎将」という肩書を以て、在来の文献資料上にも、ただ一カ所だけ登場していることを見出した。これまでは、唐の支配領域に広く設置された折衝府の「府兵」はみな、律令等の規定に基づき、都長安や洛陽の警備、辺境防備と出征、冬季の訓練への参加といった、一律の義務を担うものと漠然と考えられてきた。しかし、齊士員造像銘の検討から浮かび上がってきたのは、長安北方の帝陵地区に設置された折衝府のいくつかは、その

立地に応じて、帝陵警備という特殊任務に従事し、おそらくその他の任務を担当する余力はなかったであろうということであった。こうした実態を踏まえれば、唐代の折衝府は、それぞれが固有の任務を持ち、周辺の地域社会に支えられながら、それを担っていたものと推測される。さらにそれを敷衍すれば、全国一律の均質な「府兵制」像というのは、律令規定の不十分な理解が生み出した幻想に過ぎず、「府兵制」も、それが実施された唐代の社会も、極めて多様で多元性に満ちた世界であったと理解されるのである。

以上のように、研究初年度において、次年度に予定していた第2段階まで踏み込むことができたのであるが、さらに予期せずに行われた知見もあった。それは、齊士員が「宿衛陵邑中郎将」として高祖献陵の警備を委ねられたのは、偶然でもなければ、単なる業務命令でもなく、彼が生前の高祖の心利いた部下として、長年にわたってその護衛を務めていたことによるという事実であった。こうした君主と側近の部下との個人的な関係というウェットな要素が、軍事制度運用上にもかなりの影響を与えており、必ずしもドライで官僚制的ではなかった様子がうかがわれるのは、それ自体が興味深いことである。しかしより重要だと思われるのは、こうした君主と側近との人的結合関係が大きな役割を果たす点こそは、遊牧社会における伝統、いわゆるノコル・ケシクの結合と一脈通じる部分として、申請者がかねて注目してきた要素だということである。この点に関連して、研究第2年度においては、隋煬帝の側近に親衛兵として長年仕えた長孫汪の墓誌に注目することで、君主と親衛兵との強い紐帯という遊牧軍制的性質が、当該時代の軍制に一貫している点を再確認し、最終年度の研究への足がかりを得た。

(3) 最終年度の目的は、前2年度の成果を踏まえて、多元的社会の統合から世界帝国へと飛翔した唐帝国を支えた「府兵制」と、そこに宿る「遊牧軍制」的特質を解き明かす論考を発表することであったが、そこで注目したのが2018年に新たに存在が知られるようになった「唐・慕容曦輪墓誌」である。近年発見される石刻史料にまみ見受けられることであるが、当該墓誌についても、その出土状況や原石の所在が分からないため、真贋を含めて慎重に考えるべきことは念頭に置きつつ、詳細な訳注を施して内容の把握に努めた。その結果、墓主の慕容曦輪が、4世紀以来、現在の青海地方を中心に勢力を誇り、7世紀半ば以降、吐蕃の攻撃を受けて唐に來附していた、吐谷渾可汗家の直系に属する人物であること、従来、編纂史料で知られていた兄弟の後を継いで自身も可汗に即位していたこと、そして吐谷渾部落を管理する羈縻州＝閻門州と深い関わりをもっていたこと、などの諸点が明らかになった。ここで、この閻門州と同名で、吐谷渾部落との関わりが史書に明記されている折衝府＝閻門府が延州界隈に存在したことを考え合わせると、慕容曦輪の生きた8世紀前半は、吐谷渾政権崩壊後すでに数十年を経ていたが、吐谷渾部落を管理する羈縻州は依然として実態を伴って活動を続けており、しかも部落民の軍事的動員に折衝府の組織が利用された可能性が、新たに浮かび上がってきたのである。

このことは、唐代の折衝府が、それぞれが固有の任務を持ち、周辺の地域社会に支えられながら、それを担っていたという、本研究の中で示した筆者の推測を支えるにとどまらず、それが非漢族をも包摂するものであったことを示している。さらにいえば、筆者はかつて、一般的に「府兵制」の前身となったと考えられている西魏・北周時代の二十四軍制が、鮮卑遊牧社会の伝統に裏付けられた擬制的部落兵制であったことを明らかにしたが、実はそのような在り方は、唐代の羈縻州軍府の中にも脈々と息づいていたことが判明する。こうしてみると、西魏・北周・隋・唐の諸王朝が次第に勢力を拡大させ、ついには東部ユーラシアに覇を唱えるに至った背景は、北朝期の漢族郷兵集団から唐代の内附遊牧民部落まで、大小さまざまな集団をユニットごとに取り込み、軍事的に編制することを可能にした軍事制度が、一貫して存在した事実を抜きにしては考えられないと思われる。

(4) 以上のごとく、本研究課題は、申請時における当初の研究目的3点を、予定通りに達成することができたが、従来、漢族農民を対象とした徴兵制として理解されてきた「府兵制」が、筆者の理解するように、まったく異なる遊牧軍制の系譜に位置づけられるべきものであったとすれば、同じく北朝隋唐政権を支え、三位一体を為したとされる「均田制」「租庸調制」についても、根本的な再検討が求められることになり、本研究が与えるインパクトは、狭い意味での軍事研究にとどまらないものとなろう。また、当初予期していなかった成果として、北朝後期に現れた西魏・北周、東魏・北斉、および侯景の漢が、いずれも既存の王朝内部に、遊牧系の君主が覇府を開設してここを拠点とし、その部下達に親信・庫真といった鮮卑系官職を授けつつ彼らとの人的結合を養い、やがて十分な勢力を扶植すると、母胎となった王朝を食い破って新政権を樹立するという、同じパターンを繰り返していることを発見した。いふなれば、個体発生が系統発生を繰り返しているのであるが、とすれば、これら諸政権の直接の後継者である隋唐王朝に関しても、同様の視点から国家の成り立ちやその本質を再検討する余地があるのではなからうか。この点については、本研究解題の最終年度に得られた副産物として、学会で発表済みであるが、論文としてはまだ公刊できていない。以上に述べたように、すでに今後の研究の手がかりは得られているので、さらに発展させていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 平田陽一郎	4. 巻 54
2. 論文標題 「唐・慕容暉輪墓誌」の訳注と考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 沼津工業高等専門学校研究報告	6. 最初と最後の頁 87-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平田陽一郎	4. 巻 53
2. 論文標題 「隋・長孫汪墓誌」の訳注と考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 沼津工業高等専門学校研究報告	6. 最初と最後の頁 77-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平田陽一郎	4. 巻 第52号
2. 論文標題 「唐・齊士員造像銘」の訳注と考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 沼津工業高等専門学校研究報告	6. 最初と最後の頁 59～66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 平田陽一郎
2. 発表標題 侯景と鉄面兵団-北朝後期諸政権の構造と展開の一側面-
3. 学会等名 第19回 魏晋南北朝史研究会大会「魏晋南北朝史と東部ユーラシア」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平田陽一郎
2. 発表標題 君主と側近達の北朝隋唐史 胡人・奴隸・宦官を中心に
3. 学会等名 科研「ユーラシア諸帝国の形成と構造的展開 王権と軍事集団の比較史的研究（研究代表：杉山清彦）」平成29年度第1回研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----